(11)　一般病棟入院基本料の注11に規定する厚生労働大臣が定める日
当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）

三　療養病棟入院基本料の施設基準等

(1)　療養病棟入院基本料の注1本文に規定する入院基本料の施設基準

イ　療養病棟入院基本料1の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

④　当該病棟の入院患者のうち別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者（以下「医療区分三の患者」という。）と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「医療区分二の患者」という。）との合計が八割以上であること。

⑤　当該病棟に入院している患者に係る褥瘡（じょくそう）の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

⑥　当該病棟の入院患者に関する(2)の区分に係る疾患及び状態等並びにＡＤＬの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出していること。

ロ　療養病棟入院基本料2の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

④　当該病棟に入院している患者に係る褥瘡（じょくそう）の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

⑤　当該病棟の入院患者に関する(2)の区分に係る疾患及び状態等並びにＡＤＬの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出していること。

(2)　療養病棟入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ　入院基本料Ａ
医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が二十三点以上（以下「ＡＤＬ区分三」という。）であるもの

ロ　入院基本料Ｂ
医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点以上二十三点未満（以下「ＡＤＬ区分二」という。）であるもの

ハ　入院基本料Ｃ
医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点未満（以下「ＡＤＬ区分一」という。）であるもの

ニ　入院基本料Ｄ
医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの

ホ　入院基本料Ｅ
医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

ヘ　入院基本料Ｆ
医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

ト　入院基本料Ｇ
別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）であって、ＡＤＬ区分三であるもの

チ　入院基本料Ｈ
医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

リ　入院基本料Ｉ
医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

(3)　療養病棟入院基本料に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用
療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

(4)　療養病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態
別表第五の四に掲げる状態

四　結核病棟入院基本料の施設基準等

(1)　結核病棟入院基本料の注1本文に規定する入院基本料の施設基準

イ　七対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟であること（救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病棟を除く。）。

④　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

⑤　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ロ　十対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。